志免町農業委員会議事録

1	開催日時	令和元年 12 月 10 日（火）13 時 30 分から
2	開催場所	志免町役場　第 3 会議室
3	出席委員（14 名）	1 番：権丈実（会長） 2 番：稲永雅俊 3 番：藤修 4 番：藤修 5 番：福光學 6 番：藤茂文（副会長） 7 番：稲永健 8 番：木村俊次 9 番：鬼塚剛介 10 番：吉村章吉 11 番：清原美代子 12 番：堤久美子 13 番：原信彦 14 番：世利章
4	欠席委員	なし
5	議事録署名委員	5 番：福光學、14 番：世利章
6	内容	第 11 号議案　農地パトロールにおける遊休農地及び荒廃農地の判断について 第 12 号議案　農地法第３条の規定による許可申請について 第 13 号議案　農地法第５条の規定による許可申請について
7	会議の概要	
事務局		ただ今から、令和元年 12 月の志免町定例農業委員会を開会いたします。ご起立ください。礼。よろしくお願いします。 本日は委員全員出席です。 それでは会長、あいさつをお願いいたします。
会長		会長あいさつ（省略）
事務局		ありがとうございました。 それでは、志免町農業委員会会議規則により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事進行につきましては会長にお願いいたします。
議長（会長）		まず、議事録署名委員の指名を行います。 5 番：福光委員、14 番：世利委員にお願いいたします。 それでは第 11 号議案について事務局より説明をお願いします。
事務局		第 11 号議案、農地パトロールにおける遊休農地及び荒廃農地の判断について説明いたします。

	１．審議内容について。令和元年１１月に実施した利用状況調査（農地パトロール）にて遊休農地と判定された農地について、利用意向調査の対象とする農地を決定するため、本会議にて最終的な区分の判定を求めるものです。 次に２．判定方法ですが、別紙遊休農地リストに沿って、位置や現況写真及び現地での区分判定をＧＩＳシステム上で確認し、現地判定のままで良いか否かを判断します（判定した結果をリストの各区分に〇で記入）。 最後に３．判定後の事務処理ですが、１号及び２号遊休農地は利用意向調査を実施（今月中を予定、別紙様式参照）、荒廃農地Ｂ分類は非農地判断の対象地となります。 それではリストに沿って１筆ずつ判定していきます。 ～スクリーンを使って委員全員による区分判定を行った～ ありがとうございました。判定は以上となります。１号遊休農地については後日利用意向調査を実施いたします。期日までに回答をいただいて、個別に対応できるものはしていきたいと思います。非農地判断の分については事務局の方で整理して、どういう流れで持っていくかを後日皆さまにお伝えします。利用意向調査及び回答の様式は別紙に付けております。発送と回答状況についてはまたご連絡いたします。 第 11 号議案は以上になります。それでは一旦休憩に入ります。
議長（会長）	それでは会議を再開します。第 12 号議案について事務局より説明をお願いします。
事務局	はい、説明いたします。第 12 号議案、農地法第３条の規定による許可申請についてです。 土地の所在地は志免町大字吉原、登記・現況地目ともに田、面積は 2,088 ㎡の１筆です。 権利の種類は使用貸借権の設定です。 借受人は　　氏、貸付人は　　氏です。 用途地域は市街化調整区域です。 農機具の所有状況はトラクター１台、田植え機１台です。 現在の耕作面積は自作地として 6,086 ㎡ございます。 家族は４名で耕作者も同じく４名です。 地元委員の条件は特にありません。 貸借の期間は５年間です。 位置及び現況写真については議案１ページに示しております。

	こちらの農地は毎年水稲の作付をしております。 2ページに字図を付けております。 借受人は他の農地にも水稲の作付を毎年されてありますし、地元の機械利用組合にも加入されてありますので、今後の農地利用については特に問題ないかと思います。 説明は以上になります。
議長（会長）	地元委員からは何か補足説明ありますか。
木村委員	毎年作っていらっしゃるので特に問題ないと思います。
議長（会長）	それでは質疑のある方いらっしゃいますか。 なしでよろしいですか。
委員全員	はい。
議長（会長）	それでは採決に入ります。第 12 号議案について賛成の方は挙手をお願いします。
委員	全員賛成
議長（会長）	ありがとうございます。全員賛成ということで原案の通り決定といたします。 それでは第 13 号議案について、事務局より説明をお願いします。
事務局	説明いたします。第 13 号議案、農地法第５条の規定による許可申請についてです。 土地の所在は志免町大字志免字迎田ほか４筆で登記地目はすべて田、現況地目は４筆が田、残り１筆が畑です。５筆の合計面積は5,512 ㎡です。 権利の種類は所有権の移転で、今回は売買でございます。 譲受人は、　　㈱、譲渡人は　　氏ほか３名です。 転用目的は資材置き場です。 用途地域は市街化調整区域です。 農地区分は第２種及び第３種農地です。 被害防除施設の概要ですが、土留め工事として法肩部分に畦畔を設けることと、法面保護として種子吹付け等を実施すること、緩衝地として法尻から 60 ㎝以上の離隔を設けること、騒音対策としては防音壁を設けることとなっております。 地元委員からの条件は特にありません。 位置については議案１ページに示しております。 ２ページの字図上のそれぞれの筆に農地区分を記載しております。上の筆から第３種農地、第２種農地、第３種農地、第３種農地、第３種農地という判断を県と現地立会して確認しておりますので、立地条件は満たしております。 続きまして３ページの現況写真ですが、こちらはこのあと現地確

	認に行きますのでそちらで確認をお願いします。 ４ページが現況平面図で、町道から約１ｍ低くなったところにある平坦な農地です。環状線側からは若干法面になっておりますが、こちらも一段下がっております。 ５ページが計画図です。今回転用目的が資材置き場ということで、資材は再生砕石、再生粒調砕石、再生砂を置くということです。計画地の真ん中に道路を設け、進入路は町道側と環状線側の両方に設けるということです。 雨水排水については新設する場内側溝及び溜桝を経由して、既設の水路に接続ののち川へ放流するという計画です。 それから防音壁ですが、町道側に２か所設けるということです。 ６ページが造成計画図で、全面に盛り土を施します。７、８ページにその断面図を付けております。 これから現地の方に行きますので、ご不明な点等ございましたらご質問ください。説明は以上になります。
議長（会長）	それでは現地確認に移ります。
委員	～現地へ移動し、図面を参照しながら確認後、会議室へ移動～
事務局	会長が今回の申請者の一人ですので、一旦退室いただきます。
議長代理（副会長）	それでは再開します。第 13 号議案について意見、質問のある方は挙手をお願いします。
委員全員	ありません。
議長代理（副会長）	質疑ないようでしたら、採決に移ります。第 13 号議案について賛成の方は挙手をお願いします。
委員	全員賛成
議長代理（副会長）	全員賛成ということで、第 13 号議案は原案の通り決定といたします。
議長（会長）	その他ございますか。
事務局	～令和元年度研修大会について案内～
議長（会長）	その他に何かありますか。 ないようですので、これで閉会といたします。
副会長	それではご起立ください。これで 12 月の定例会議を終了します。お疲れ様でした。

会　　長

議事録署名委員　　番

議事録署名委員　　番